

税制調査会（第18回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：令和4年10月12日（水）12時44分

場 所：財務省第3特別会議室

○中里会長

本日は、前回に引き続いて、税目ごとの議論として「法人課税」を議題に議論をいたしました。事務局からの御説明に続いて、委員間での意見交換の時間を設けたということで、皆様お聞きのとおりです。

次回総会に関しましても税目ごとの議論を行いたいと考えておりますが、開催日時、議題などの詳細は、決定次第、改めて事務局から御連絡をしたいと思います。

以上でございます。

○記者

DAOとか、自律分散型の新しい税制の話についても意見が一部出ていたようですけれども、今年は法人税ということですが、今後、新しい、Web3とも言われている、岸田政権も重視している、これからのある意味法人税の次なるものに関しては、会長はどのような認識を今お持ちなのでしょうか。

○中里会長

皆様は働き盛りのお若い年齢ですので、様々な世の中の急激な変化に即時対応なさっていらっしゃるし、それが容易におできになるのだろうと思うのです。私も頑張っているのですが、時々、正直ついていけないところもある。これはそのとおり、認めざるを得ない。

新しいことについて、聞きかじりで、知ったかぶりというところもありますが、そういう振る舞いをして、若い方と話をしていくと2～3分で馬脚を現してしまうということです。

ただ、個人的にいろいろなことが重要だと思いますから、若手の方々と研究会をしたりしながら知識を整理しているところです。

今、一番どうしていいか困っているのは、例えばメタバースの中で仮想の土地を買って、仮想の建物を建てて、アバターがどうこうしたときに、その取引されるものは何なのだろうか、その取引を規律する法はどこの法なのだろうかと考えようと思っても、どう言ったらいいのか、想像がつかないことがいっぱいございまして正直困っています。

ただ、新しい取引が行われた場合に、最初にその新しい取引と向かい合わなければいけないのは税の人間なのです。だから、税理士の先生、また、税務署の職員の方々は知らないでは通らないということがあります。だから、そういうことに対して迅速な対応ができるように組織運営を考えていくことが必要になってくるのではないかと、私、必死になって対応しようと思っているところです。

非常に情けない回答ですけれども、例えば、売買契約は民法の基本ですよね。全ての財産権について売買契約が可能なのですが、全ての財産権というときには、まず動産、不動産、有価証券、知的財産権、このくらいになってしまうのですね。それに付け加えるとしたら金融資産というのか、債権譲渡の対象としての金銭債権とか、非常に限定的で、NFTと言われても、民法上これは一体何なのだろう。答えは場合によって異なるとしか言えないのですが、そういうのを逐一クリアしていかなければいけない。まず、民法とか商法でどうなっているかを見て、会計上どうなっているかを見て、その上で課税ですが、課税の方が先に出くわすということになってしまいますので、本当に困ると言っではいけないですが、大変な時代です。

逆に言いますと、私は今68歳ですが、この年齢で新しい問題が日々入ってきて、しかも法律家ですから具体的な取引に対する対応を聞かれることが非常に多いので、それをああではない、こうではないと基礎理論を繰り返しながら見ていくというのは非常にチャレンジングなのです。

ちょうど1990年代の半ばくらいにデリバティブが急速に普及したときに、私はそのデリバティブローヤーだったわけで、特に仕組債、デリバティブの組み込まれた債券について課税関係を考えたのですが、あのときを思い出します。

法人税法が時価主義に変わったのが平成12年改正か何かだったのですが、時価主義をどうしたらいいかとか、仕組みが非常に複雑なのを、どこにも何も書いていないのを、いろいろなところから事例を集めて、その枠組みを勉強して、一応自分なりに回答はできましたし、世の中もそういう方向に動いてきているということがあったのですが、今は、あのときよりもさらに深刻な状況に追い込まれていまして、チャレンジングですね。これは逃げては駄目だろうというので、正面から臨んでいこうと決心しているところです。

○記者

今日の議論の中で、法人税の在り方を改革してきたところの効果を検証すべきではないかという議論が出ていたと思うのですが、こちらは政府税調の中ではその辺りをどのように今日の御意見を踏まえて御対応されるのが適切か、会長の御意見を伺えればと思います。

○中里会長

政策税制がどのような効果を及ぼしているのか、当初の目的をきちんと果たしているかどうかということについての検証は常に必要ですよね。何かを目的として原則と異なる制度を導入するわけですから、何かを目的として例外的な制度を設けて、それが当初の目的を果たしているかどうかというのを常に検証していく作業はとても重要になってくると思います。

もちろん現実の特別措置等について、政策税制についてはいろいろな方のいろいろな御意見がございますから、簡単に理論ではこうだと言いつつしまえないところは

あるのですが、そのような検証の過程はいつも行っていかなければいけないということですね。

それから、政策税制とは言えないような原則的な租税制度、課税制度についても、世の中の取引をいろいろ見てみると、こんな問題が生じているのではないか、これが時代に対応したものになっているのかどうか、ちょっと心配だということがございまして、だからこそ今の政府税調の社会経済の変化に応じた税制ということを議論しているわけで、あれも一種の、定量的ではないかもしれませんが、効果の検証なのです。そういうのを常にこつこつやった上で、アドホックに、その都度その都度できる改正を少しずつやっていくことによって、チューンナップしていくことによって、制度というのは何とか動いていく。

だから、最初からきれいに何もかもこれで問題が解決だということにはならない。人間のやることです。少しずつ少しずつチューンナップをしながら、国民の皆様のニーズに合わせていく、そういう姿勢だと思うのです。

政府税調が今やっていること自体がそういう目的ですので、特に政策税制についてはそれが必要になるかもしれませんが、それだけでなく、全てにおいてそれが必要だと思っています。

○記者

今の検証と併せて委員の方から質問が多かったのが、外形標準課税の件について、今、資本金が1億円を超えているところが対象になっていて、それに満たないところをどうするのかとか、減資をする企業に対してどう対応していくのかという話が多く出たと思うのですけれども、これについても、今後、政府税調としてどのような議論をしていくことが重要と考えているのか、会長の御意見をいただければと思います。

○中里会長

今日の総務省自治税務局の中野都道府県税課長の御報告にもありましたけれども、こういう制度が今できております、それはこういう経過でできました、世の中を見てもこういう問題が起こっています、それも誰が問題と考えるかによって違うのですが、こんな問題が起こっています、これについてこんな御批判もありますということを広く集めて、そのようなものがどうして起こっているのか、それを解決するためにはどのように制度を見直していったらいいのかというのをステップ・バイ・ステップで考えていくということなのだろうと思います。

今日も幾つか総務省の方で問題とお考えになることが御報告されたわけですが、それについて、もっとさらに事例を集めてみて、こんな問題が起きているのだ、ではどうしたらいいだろうというのを次の段階として考えていく、そういうことだろうと思うのです。

問題設定というか、問題発見の過程としてはよかったとしても、それでどうなるかということはその簡単には言えないと思うのですが、例えば梶川特別委員がおっしゃ

っていた資本という概念が、昔我々は資産イコール、負債プラス資本と習って、資本というのは確固たるあれで、そもそも資本概念とはと議論しました。それが急に会計学の方で意味がない概念ですと言われると、昔勉強したあれは何だったのだろうと思うことはあるのですけれども、そういう世の中の流れなのだと思うのですね。

でも、会計学の世界では資本というのはそうなのかもしれませんが、世の中を見ても、資本金というのは現実の会社にとってそれなりの意味はあるのだろうと思うのです。

そういう理論的なこともですが、現実的なことも踏まえながら、果たしてこの制度で大きなトラブルはないのか、あるのかというのを見ていく。小さなトラブルはどんな制度でもあると思うのですが、本当に大きなトラブルが起きてしまうと、これは早急に問題を解決しなければならないフェーズに来ているということの意味しますから、すぐに考えていくことが重要なのではないかと考えております。

[終了]